

発議第2号

増田好秀議員に対する問責決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年4月22日

提出者

市議会議員 大場 諭

賛成者

市議会議員 久保川 隆 志

〃 中 村 よしお

〃 鈴 木 雅 斗

〃 西 村 敦

〃 浅 野 さ ち

〃 石 原 みさ子

〃 小 泉 文 人

〃 田 中 幸太郎

〃 松 永 鉄 兵

〃 官 本 均

〃 稲 葉 健 二

〃 加 藤 武 央

〃 荒 木 詩 郎

〃 松 永 修 巳

〃 堀 越 優

〃 松 葉 雅 浩
〃 松 井 努
〃 竹 内 清 海
〃 金 子 正
〃 岩 井 清 郎

増田好秀議員に対する問責決議

平成 28 年 3 月 17 日本会議での発議第 29 号における、増田好秀議員の質疑において、「公明党が正常に議運を引っ張れる」と答弁者の発言を引用したとの発言があったが、これは答弁者が全く発言していない、事実を捻じ曲げた意図的な発言であり、直ちに議長に発言の訂正を求められた。しかし、増田議員は議長の求めに従わないどころか、その後の反対討論で再び「公明党がうれしい、うれしくない」との発言を行い、会派公明党への悪質な印象操作を行うがごとき確信犯的な尋常ではないものであった。今回の発議は地方自治法第 112 条及び市川市議会会議規則第 14 条に定められた議員の議案提出権の行使であり、増田議員の発言は法・規則を遵守する議員の責務を無視した会派公明党への誹謗中傷が目的であったと言わざるを得ない。

さらに、反対討論では「くだらない発議」「くだらないこと」「ふざけるな」「悪徳政治家が 21 人以上いるって」との発言に対し、不穏当な発言として議長の度重なる発言の取り消し要請にも一切応じないどころか、一身上の弁明と称し「もし不満であれば懲罰動議を是非挙げて下さい。予備日がありますので、1 日。よろしく申し上げます」と議会最終日であるにもかかわらず、議長に対して挑発的な発言をする有様であった。

加えて、「無駄な出費がかさむだけです。無駄な出費を防ぐことこそが市川市議会議員の仕事なのに、この発議が通ったら市民に言わなきゃいけませんね。市民のことを 1 ミリも考えない悪徳政治家が 21 人以上いるって」との発言も事実無根であり、同僚議員に対する侮辱である。

予算はまず予算内での執行が大前提であり、補正予算の話もされていないのに「無駄な出費がかさむだけです」との発言こそ、市民に寄り添うふりをして市民を惑わすデマゴグであり、市議会への不信を招くものである。

また、増田議員と意見の違う同僚議員を指して、幾度も「悪徳政治家」と言い放ったことは、前代未聞の侮辱的な発言であり、市川市議会の品位と議員の名誉を著しく汚すもので、断じて許されるものではない。

しかも、議長が不穏当発言と明言されているにも拘わらず、増田議員は訂正する気はないと断言していることから、公選により選ばれた議員としての資質を疑わざるを得ない。

そもそも議会制民主主義においては、様々な価値観、主義主張、政策の違いを踏まえ、そのことから生じる無用の混乱を避けるため、おのずから一定のルールが決められており、各議員はルールに基づき、議論を戦わせ、その結論を見出していくのである。

しかるに、増田議員のこうした態度は、議会という場のルールを踏みにじるものであり、議会はもとより市民に対しても謝罪があつてしかるべきである。

市川市議会はこの制度を社会の規範として断固守る責務があることから、今般の増田議員の議会内におけるルール否定や不穏当な発言を看過することはできないのは当然のことである。

よって、市川市議会は本件を厳粛に受け止め、ここに増田議員に対して、議員としての責務を改めて認識された上で、その言動について、議会及び市民に対し議場において謝罪の上、猛省の意を表されることを強く求める。

以上、決議する。

提案理由

増田好秀議員に対する問責決議をするため提案するものである。